

船橋市の行財政改革について

中間意見書

船橋市行財政改革推進会議
平成30年1月

はじめに

人口減少社会に突入した多くの自治体においては、年々厳しくなる財源の中で、安定した市民サービスを提供するために、事務事業の見直し、アウトソーシング、徹底した経費削減等積極的に行財政改革に取り組まざるをえない状況にある。

国においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化等厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、改革を推進するよう全国の自治体に要請するとともに、各自治体における取組状況・方針の見える化に取り組み、その状況を比較可能な形で広く国民に公表している。

そのような中、船橋市は、緩やかながら増加する自主財源と豊かな財源調整基金を背景に、予算規模の拡大が続いている。特に、平成24年度には約439億円であった扶助費は、少子化対策等国の施策とも相まって、平成29年度予算では約537億円まで増加しており、平成27年度に作成した船橋市人口ビジョンによれば今後約30年は高齢化率の上昇が見込まれる等、扶助費の更なる増加が見込まれる。

また、市が平成29年度に試算した将来財政推計によれば、平成38年度に公債費が200億円を超えることが見込まれ、仮に投資的経費の抑制を図ったとしても、公債費に充てる一般財源の確保は至難であり、このままでは、財源調整基金残高の減少が加速し、早晚財政が立ち行かなくなる可能性は高いと言わざるをえない。

これまで5回の推進会議では、船橋市の行財政の状況を念頭に置いて、受益者負担（国民健康保険事業、下水道事業）、市債発行の抑制（普通建設事業）、歳入の確保、人件費等をテーマに議論を重ねてきた。

本推進会議としては、船橋市財政の危機的状況が顕在化する前に、これまでの議論を踏まえ、特に早急に取り組んでいただきたいことについて、平成30年度からの執行体制や予算に速やかに反映していただきたく、中間意見書を提出するものである。

1. 市税収入の確保について

(現状と全体意見)

持続可能な財政運営を行うためには、歳出の見直しをするとともに、できる限り財源の確保に努めることが重要である。

船橋市の豊かな財政運営は、約5割を占める市税収入によるところが大きい。市税の徴収率は、他の中核市と比較して低い状況にある。

また、滞納整理については、公金徴収一元化の取り組みにより一定の成果が見られ、その点については評価できるものの、中核市の平均をやや上回った程度であり、なお一層、取り組みを強化すべきである。

市税は地方財政の根幹であり、地域に暮らす市民が行政サービスを等しく享受できるのは、納税が確実に行われていることが前提である。

滞納者がいるということは、正しく納税している多くの市民が、納税に対する不公平感を抱きかねず、税の公平性という観点からも望ましい状況ではないことから、市税の徴収に対する公平・公正な対応が職員には求められている。

また、徴収における公平性が確保されないままでは、行財政改革の中で市民サービスの見直しは避けられないとしても、心情的に市民の理解は得られないと心がけるべきである。

このことから、船橋市においては、市税における徴収率の向上に努めることは、最も力を入れて取り組まなければならない行財政改革の一つであると考え

(今後の取組に対する意見)

①徴収率向上に向けた取り組み

例えば、普通徴収から特別徴収義務者の指定強化に取り組む等、まずは制度的に対応できる徴収率改善に向けた取り組みを実施すべきである。

また、徴収率の高い団体との比較から、どういう業務が徴収率の向上につながっているのかを整理し、注力すべき業務の洗い出しを検討されたい。

②課税・徴収体制の強化

市税の賦課、徴収、滞納整理を的確に行うために、組織体制や事務執行の見直しを検討されたい。

また、税についての専門性を高めるような人材育成や専門性を活かせる部門への職員配置等、長期的な視点に立った人事行政を進められたい。

2. 市債発行の抑制について

(現状と全体意見)

船橋市は、人口急増期に文教施設を優先的に整備せざるをえなかった事情等もあり、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の整備が未だ十分とは言えず、市民の要請に応えるために毎年多額の財政支出と市債の発行を行っている。

また、近年は、老朽化した施設の建て替えや、都市基盤施設の長寿命化のほか、平成23年に発生した東日本大震災を教訓として、文教施設の耐震化に集中的に取り組んでおり、市税収入の伸び、豊富な財源調整基金、良好な財政指標（公債費負担比率等）を背景に、多額の市債発行を財源に重点的に普通建設事業を進めてきた。

都市基盤施設や公共施設の整備は、市民の生活環境の質の向上や安全・安心につながる支出であり、この点は評価するものである。他方、これらに加えて大規模な清掃工場を2か所続けて整備する等、公債費の増加が船橋市の将来の財政運営に大きな負担となる恐れが生じた。このことは、将来の負担増に対する見通しが甘かったと言わざるをえない。

(今後の取組に対する意見)

①将来的な財政負担を踏まえた計画的な公共事業の実施

今後は将来の人口動態等を踏まえて、事業の優先順位付けを徹底するべきである。その際、市債の発行抑制や年度間の平準化を図るだけでなく、例えば、一定期間は普通建設事業の規模の縮小等公債費の増加を緩和する方策も検討されたい。

②市債の発行抑制につながる手法の検討

公債費負担比率は今後悪化することが見込まれるが、例えば警戒ラインと言われる15%程度に抑えるような計画的な市債発行を検討されたい。

また、人口20万人以上の自治体においてはPPP/PFIの手法を優先的に検討するよう国から指針が示されていることから、市債の発行によらずに必要な公共事業を行えるようPPP/PFIの活用も検討されたい。

3. 国民健康保険事業について

(現状と全体意見)

船橋市の国民健康保険事業は、被保険者の負担を抑えるために長年にわたり保険料を据え置き、特別会計の歳入歳出の差額を一般会計から繰出す（いわゆる赤字繰出し）財政構造となっており、国民健康保険事業の本来の制度とは大きく乖離している。また、県内他市と比較すると、被保険者の所得水準は高いが、所得に占める保険料の負担は軽く、医療費は高い、という特徴がある。

一部の自治体は赤字繰出しを行っており、低所得者対策等政策的にやむを得ない面もあるが、船橋市の場合は、決算補填等を目的とする繰出の額が大きい点が問題である。

なお、このことは、財政的に余裕のある自治体にみられる傾向ではあるが、一般会計からの多額の赤字繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険加入者の保険料を負担していることに留意すべきである。

国民健康保険事業における一般会計からの赤字繰出しは、構造的な課題として国においても解消に向けた方針が示されている。また、平成30年度から国民健康保険事業の運営主体が都道府県化される流れの中で、受益者負担の適正化が求められている。このことから、船橋市としても、将来の赤字繰出しの解消に向けて取り組むべきである。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の最後の受け皿であることから、制度を維持させるため適正な運用を望みたい。

(今後の取組に対する意見)

①受益者負担の適正化

県内他市と比較して、明らかに低い水準にある保険料については、直ちに見直しに着手すべきである。また、国民健康保険事業における将来的な財政状況を勘案し、保険料水準の定期的な見直しを行っていくべきである。

また、被保険者に対して適正な保険料水準について理解を求めるとともに、正しく保険料を納めている多くの被保険者が不公平感を抱かぬよう、徴収率の向上に努められたい。

なお、低所得者に対する保険料減免については、既存の制度の中でより一層周知を徹底し、確実な対象者の把握に努められたい。

②医療費の抑制

特定健康診査や各種がん検診の受診推奨、生活習慣病の発症予防のための特定保健指導の実施等、市民の健康増進に資する保健予防施策の充実や後発医薬品の使用促進等、医療費抑制につながるような施策の充実を検討されたい。

おわりに

この中間意見書は、これまでの５回にわたる推進会議で議論したテーマのうち、平成３０年度からの執行体制や予算に反映し、速やかに取り組んでいただきたい事柄を先行するかたちでとりまとめたものであるが、併せて、船橋市がこれから行財政改革に着手するにあたっては、行政内部で、市の置かれた行財政の状況や業務改革の必要性について認識を共有することと、行財政改革について、市民に対する説明責任を果たし理解を求めることにも留意すべきであることを申し述べておきたい。

なお、今回、中間意見書に取り上げなかったテーマや、今後の推進会議で議論するテーマに対する意見については、改めて、平成２９年度末を目途にとりまとめる予定である。

船橋市行財政改革推進会議

会	長	武 藤 博 己
副	会 長	谷 本 有美子
委	員	大 野 敬 三
委	員	佐 藤 主 光
委	員	沼 尾 波 子
委	員	日 吉 淳
委	員	本 木 次 夫